News Release



2025年11月21日

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた県内金融機関連携について

西日本シティ銀行(頭取 村上 英之)は、福岡県内の金融機関と共同で「手形・小切手の全面電子化」に向けた周知活動に取り組むこととしましたので、お知らせします。

記

1. 目的

政府方針をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。このたび、福岡県内の金融機関が連携し、2027 年 3 月末までに紙の手形・小切手の交換が廃止されることの周知活動を進めてまいります。

2. 取組内容

手形・小切手の利用廃止に向けたお客さま配布用の共同リーフレットの作成と周知活動の実施

3. 連携金融機関

西日本シティ銀行、福岡銀行、筑邦銀行、北九州銀行、福岡中央銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県信用組合 ※西日本シティ銀行以下は、金融機関コード順

4. 連携開始日

2025年11月21日(金)

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業企画部 畑中・赤木 TEL092-476-2561 事務統括部 山口・古家 TEL092-476-2301

紙の手形・小切手

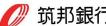


2027年3月末までに 紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針(*)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止 に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権や インターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房) |より)









❸福岡信用金庫















2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの?



- 事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用が できなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービス への切替えのご検討をお願いします。
- ●政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで 手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の 発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる 場合があります。



電子的決済サービスには 何があるの?



でんさい等の電子記録債権や インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の メリット





※ 印紙代





※ 現物管理 ★ 手書き・ゴム印 ★ 印紙·押印·発送





心配がなく、 災害に強い

電子的決済サービスの導入は 難しくないの?



······· かんたん3ステップで導入できます。



金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や 資金繰り支援等のサポートを 行っている金融機関もあり



取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・ インターネットバンキングによる 振込等への切替えを案内



社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直し を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中!

